

住宅関連の住み替え支援制度など ～関係団体との連携～

■ 空き家バンクの登録促進について

市町村等が主体となり、通常の不動産流通に乗りにくい空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、HP上で紹介する制度。

現在 53 市町村に 44 バンクが設置されている。空き家バンクの登録件数は現在累計で 1,381 件（令和 4 年 3 月 31 日時点）。

毎年約 200 件の新規物件の登録がある。



〔参考〕空き家バンクの設置市町村（令和 4 年 3 月 31 日時点）

■ 安心中古住宅登録制度

埼玉県住まいづくり協議会と連携し、会員企業が販売する中古住宅で、耐震性能や瑕疵保険への加入など一定の基準を満たした住宅を登録し、協議会のホームページで紹介する制度。



〔参考〕埼玉県住まいづくり協議会「安心中古住宅登録制度」

住宅関連の住み替え支援制度など ～関係団体との連携～

■ マイホーム借上げ制度（JTI）

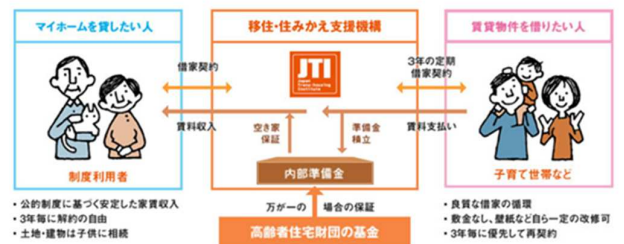
一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）が 50 歳以上の方の住まいを借り上げ、子育て世帯などに転貸する制度。

貸し手には一定賃料収入の保証、借り手には敷金・礼金なしで良い住宅に住めるメリットあり。

埼玉県は、住み替え促進のために、JTIと協定を締結。県が 100 万円をJTIに出資することで、貸し手の年齢制限を撤廃した。

JTIの「マイホーム借上げ制度」とは
マイホームを借り上げ、安定した賃料収入を保証します

一般社団法人 移住・住みかえ支援機構(JTI)の「マイホーム借上げ制度」は、シニアの皆さま(50歳以上)のマイホームを借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するものです。これにより自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用することができます。

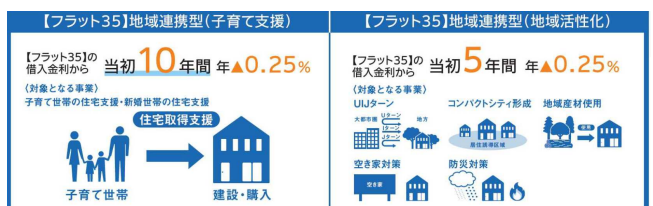


〔参考〕JTI「マイホーム借上げ制度」

■ 【フラット35】地域連携型（埼玉県版）

住宅取得に対する地方公共団体の財政支援と併せて、住宅金融支援機構（JHF）と地方公共団体が連携し、【フラット35】の借入金金利（▲0.25%）を一定期間引き下げる制度。

埼玉県内では、子育て支援や地域活性化に積極的な現在 9 市町がJHFと連携して、制度を活用している。



〔参考〕独立行政法人住宅金融支援機構に係る令和 4 年度予算案等の概要